

# 業務提携・ジョイントベンチャーに関する 独占禁止法の規制と留意点

講師 <sup>う さ み よ し ゃ</sup>  
宇佐美善哉氏

本間合同法律事務所 パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士

日時 2019年2月6日(水) 午後2時00分~午後5時00分

**開催概要** 昨今、国内市場の縮小と海外企業との競争に直面する日本企業の間では、他社との業務提携やジョイントベンチャーが盛んになっています。企業同士の業務提携やジョイントベンチャーの目的や形態は様々である一方、カルテルや入札談合に関する規制と異なり、業務提携・ジョイントベンチャーに関する独占禁止法の規制は分かりにくい部分も多いことから、その実施にあたり**独占禁止法上のリスク**を見落としがちです。

本セミナーでは、独占禁止法コンプライアンスの一環として、業務提携やジョイントベンチャーの実施における独占禁止法の規制とそれに関する留意点や対応方法について、分かりやすく解説します。

**対象者** ○法務部、総務部、監査部、リスクマネジメント部門の方  
○経営企画部、経営管理部など他社との提携を取りまとめている部門の方  
○独占禁止法に関する最新情報に関心のある方  
等に必聴の内容です。

## セミナー内容

1. 業務提携・ジョイントベンチャーの類型と独占禁止法の規制
2. 業務提携・ジョイントベンチャーとガイドライン
3. 業務提携・ジョイントベンチャーのスキームと企業結合規制
4. 業務提携・ジョイントベンチャー実施上の検討ポイント
  - (1) 相手方の事業内容
  - (2) 市場シェア
  - (3) 業務提携・ジョイントベンチャーの性格
  - (4) 市場の状況
5. 企業の対応上の留意点  
センシティブ情報の交換等

※本セミナーにつきましては、法律事務所ご所属の方はお申込みをご遠慮願います。

## 【講師紹介】

2004年弁護士登録(第二東京弁護士会)。2013年米国の独占禁止法(反トラスト法)関連のNPOであるAmerican Antitrust Institute(AAI)に研究員として勤務。2014年米国の公正取引委員会にあたる連邦取引委員会にコンサルタントとして勤務。2014年Lane Powell法律事務所にもカウンセラーとして勤務し、複数の国際カルテル案件に携わる。2016年本間合同法律事務所にもパートナーとして復帰。第二東京弁護士会・経済法研究会会員、米国法曹協会反トラスト法部会会員、同部会国際委員会日本代表。東京都立大学法学部卒、米国コーネル大学法科大学院(Cornell Law School)LL.M.修了。主に企業法務(顧問業務)全般、独占禁止法・競争法(カルテル・談合の調査案件や独禁法コンプライアンス等)についての相談対応等)、労働法、国際法務、製薬、バイオ関連業務、紛争解決等を幅広く取り扱う。著作に、「欧米の事例に見るM&Aにおける“ガン・ジャンピング”規制と日本企業の採るべき対応」(ディスクロージャー&IR2018年2月号)、『「国際手配」された容疑者の身柄引渡しはどうか?』(弁護士ドットコム News 2017年1月)、『Japan's New Antimonopoly Act: Two Developments Practitioners Should Know (邦題:改正独占禁止法:実務家が知っておくべき2つのポイント)』(International Antitrust Bulletin 2015年7月)、『「国際カルテルで米国へ史上初の犯人引渡し—日本人ビジネスパーソンへの示唆」(インテグレックス 2014年7月)、『Why Did They Cross The Pacific? Extradition: A Real Threat To Cartelist? (邦題:なぜ彼らは太平洋を渡ったのか?逃亡犯罪人引渡し:カルテル犯に対する現実的脅威か?)』(American Antitrust Institute 2014年3月)等があるほか、独占禁止法や米国反トラスト法に関する各種講演も行っている。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog: <https://kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2019年2月6日(水)  
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,300円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいた  
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は  
その旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄  
からもお申込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下  
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に  
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し  
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご  
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料  
でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時  
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される  
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

業務提携・ジョイントベンチャーに関する  
独占禁止法の規制と留意点

2 / 6

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail	
	参加者ご氏名	〒	
	部課名		
	部課名		
	部課名		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

\*セミナーコード\* 0235 (Law-k190235)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。